平成２４年（フ）第２１４８号
横浜市戸塚区小雀町868番地
破産者　小野タミエ
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３１０号
横浜市瀬谷区本郷４丁目６番地の11
破産者　近澤　　覚
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４２８号
神奈川県大和市下鶴間1564番地３　ムラテックＣＣＳ101
破産者　串木　亜紀
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３７号
横浜市南区六ツ川２丁目３番地32
破産者　小澤　一弘
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５４号
東京都八王子市南陽台１丁目19番12号
破産者　本田　絹子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１０４２号
京都市北区紫野上御所田町28番地１、申立時の住所京都市上京区芦山寺通大宮西入中社町370番地
破産者　山岡　昭子
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２６５号
滋賀県大津市鶴の里９番27号
破産者　ＴＰＣイケモリこと　池森　正弘
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２９０号
京都市中京区二条通小川東入上る樋屋町607番地の43
破産者　北崎　浩之
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
香川県高松市香川町川東下1187番地19
破産者　岡野　典夫
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３８０号
高知市仁井田1613番地５
破産者　小島　清人
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５１号
宮崎県都城市高崎町大牟田1163番地
破産者　西村　三朗
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５５号
宮崎県小林市須木下田1394番地１
破産者　片地　洋平
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１５７号
宮崎県都城市志比田町3782　医療法人一誠会都城新生病院内、住民票上の住所宮崎県都城市安久町1424番地の２
破産者　迫田　正毅
1　決定年月日　平成25年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４９号
福島県いわき市江名字南町75番地
破産者　近藤　國彌
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４７５号
千葉県流山市加４丁目13番地の３　エクセル流山301
破産者　根本　　守
1　決定年月日　平成25年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０２号
北海道小樽市朝里２丁目６番15号
破産者　株式会社丸和商事
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８３９号
千葉県成田市十余三122－１、登記簿上の本店所在地千葉県匝瑳市栢田8563番地の１
破産者　株式会社プロシードエアーカーゴ
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２３６号
千葉市若葉区若松町413番地50　ハイツゆかり203号、開始決定時の住所千葉市若葉区小倉町1764番地１　ル・グラン小倉台205号
破産者　中村　説男
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１８２号
福井県鯖江市丸山町４丁目４番21号
破産者　有限会社ユーテック
1　決定年月日　平成25年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係